

FC 左近会則

第1条

- ・クラブの一員としてふさわしい行動をすること。

第2条（名称・所在地）

- ・クラブの名称は、**FC左近**とし、所在地は代表宅とする。

第3条（会員）

- ・新田小学校および近郊の小学生を中心に、OB・成人とする。

第4条（目的）

- ・サッカーの基礎技術と体力づくりと、心の豊かさと広い社会性を身につけ、明るいスポーツマンシップ育成を目的とする。

第5条（役員）

- ・役員は任期を1年とし、クラブの管理と運営を行う。
顧問・会長(代表)・副会長・書記・会計・会計監査・庶務・監督・コーチなどを置く。

第6条（事業）

- ・第4条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - ①練習日時・・・毎週土曜日 9:00～17:00 ※日曜・祝日・・・大会参加
 - ②会場・・・・・・練習は、新田小学校校庭
 - ③親善試合
 - ④その他

第7条（総会）

- ・年一回開催し、報告する。また、役員の変更も行う。留任は妨げない。

第8条（運営費）

- ・月会費 ¥2,000（兄弟割引 2人目：¥1,500 3人目：¥1,000、幼児：¥500）
3ヶ月分ずつ集金する。
- ・月途中に入会し、その月が半月以上(土曜日練習が2回以上)残っている場合は¥1,000を当月分として納めるものとする。
- ・月会費とは別にコーチ昼食費¥1000/年を4月に1年分まとめて納めるものとする。
- ・FC左近活動時、各個人に必要な選手登録料、スポーツ保険料江戸川区サッカー連盟登録料は自己負担とし、FC左近入会時（→入会金）に納めるものとする。

第9条（休会・退会）

- ・無断で3ヶ月以上練習に参加しない場合には、退会したものとみなす。
またすでに納金した会費の返還はしない。
- ・怪我などで、2週間以上練習できないことがわかっている場合、監督・会計に報告する。その際休会扱いとなる。
- ・休会の場合、月会費は無料とする。
- ・休会の期間は原則3ヵ月までとし、それ以上になる場合には退会扱いとする。

第10条（見舞金）

- ・傷病などの度合いにより、役員会で、決定の上支給する。
※グラウンド以外の事故については、一切、責任を持たない。

第11条（レンタルユニフォーム）

- ・試合用のユニフォームおよび練習用ゼッケンは、チームより無料レンタルとする。
- ・レンタル期間中に、ひどい損傷・紛失があった場合は、弁償してもらう。

その他

※保護者はすすんで、その他の手伝いをする。

※練習日は、学校行事などにより変更あり、その時は連絡する。

※SNSについて、試合やイベントなどの活動内容をホームページ・Facebook・Instagramで公開する。写真掲載不可など対応が必要な場合は役員に報告する。

本規定は1995年度より実施。

2004年4月24日一部改正。

2005年4月23日一部改正。

2006年4月22日一部改正。

2007年4月21日一部改正。

2014年4月19日一部改正。

2016年4月22日一部改正。

2017年4月22日一部改正。

2018年5月12日一部改正。

2019年4月20日一部改正。

2020年8月22日一部改正。

2022年5月15日一部改正。